

申告書の記入方法

《必須項目》

申告書上部の太枠の中に、現在の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・電話番号等を必ずご記入ください。

※区があらかじめ印字した1月1日の住所が異なる場合は、訂正してください。

「1 収入金額・必要経費」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和7年中の収入金額・必要経費など必要事項をご記入ください。

給与収入	会社などにお勤めの方（パート、アルバイト、日雇いを含む）が支払いを受ける給与・賃金・賞与などによる収入 ※源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票をお持ちでない場合は、裏面8「給与明細書」もご記入ください。
所得計算方法	P.7表1「給与所得の計算式」により計算されます。
雑収入（公的年金等）	国民年金、厚生年金などによる収入 ※遺族年金、障害年金、福祉年金は課税の対象にはなりません。
所得計算方法	P.7表2「公的年金等雑所得の計算式」により計算されます。
雑収入（業務）	原稿料、印税、講演料又は食料品の配達などの副収入による収入
必要経費	原稿用紙、調査研究費など（詳細については申告書裏面9にご記入ください。）
雑収入（その他）	生命保険の私的年金など他に属さない収入
必要経費	私的年金に対する掛金など（私的年金等掛金は明細書添付、なければ申告書裏面9にご記入ください。）
営業等収入	小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由職業（医師・作家・弁護士・保険外交員など）、畜産業、漁業などによる収入
必要経費	商品の原価、租税公課、地代・家賃、減価償却費、事業専従者の給与など、総収入金額を得るために直接要した費用 ※室内労働者等は、給与所得控除と合わせて65万円の必要経費が認められます。（詳細については、申告書裏面9にご記入ください。）
不動産収入	家賃・地代などの不動産の貸付による収入（事業所得または譲渡所得に該当するものは除く）
必要経費	修繕費、減価償却費、固定資産税など（詳細については、申告書裏面9にご記入ください。）
配当収入	株式会社などの法人から受ける利益の配当・剰余金の分配などによる収入
必要経費	株式などを取得するための借入金の利子（詳細については、申告書裏面10にご記入ください。）
譲渡収入	ゴルフ会員権・貴金属・骨董品などの資産を譲渡したことによる収入
必要経費	資産の取得費、譲渡にかかった費用など
一時収入	競馬・競輪の払戻金、クイズの当選金、生命保険の満期受取金など一時的な収入
必要経費	収入を得るためにかかった費用など
農業収入	米、野菜などの栽培や生産、または農家が兼営する家畜などの育成、肥育、採卵や酪農品の生産などの事業から生ずる収入
必要経費	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費など
利子収入	公社債、預貯金の利子などによる収入

「2 収入のなかつた方」欄（表面）・「6 収入のなかつた方の記載欄」（裏面）

令和7年中に収入のなかつた方は、申告書表面「2 収入のなかつた方」欄のチェックボックスにチェック<したうえで、申告書裏面「6 収入のなかつた方の記載欄」に該当事項をご記入ください。

また、該当する場合には、申告書表面の「配偶者」・「扶養親族」・「本人に関する控除」欄もご記入ください。

「5 給与、公的年金等以外の所得に係る特別区民税・都民税の納税方法」欄（表面）

希望される納税方法の□欄に✓を記入してください。

※ただし、給与所得者や年金所得者の方は、個人の申し出により徴収区分を選択することができない場合があります。

「7 別居の配偶者・扶養親族」欄（裏面）

国外居住親族について、扶養親族等を申告する場合には、下表のとおり、対象に応じてその親族に係る必要書類を添付または提示する必要があります。

対象者	添付または提示が必要な書類			
	親族関係書類	送金関係書類	留学ビザ等書類	翻訳文
配偶者	○	○	—	
扶養親族（配偶者以外）	○	○	—	
29歳以下または70歳以上	○	○	—	
30歳以上	下記①から③に該当する方 ①留学により非居住になった方 ②障害者控除に該当する方 ③申告する納税義務者から、前年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万以上受けていた方 ※ 送金関係書類は親族ごとに38万円以上必要	○ ○ ○	○ ○ ○	○ — —
70歳未満		○	○ ※	—

外国語で書かれている場合は日本語訳が必要

「8 給与明細書」欄（裏面）

給与収入はあるが源泉徴収票がない場合、勤務先ごと、月ごとの収入金額をご記入ください。

「9 雑・営業等・不動産所得の計算書」欄（裏面）

収入及び必要経費の内訳をご記入ください。

「10 配当所得の記載欄」・「11 株式譲渡（上場分・一般分）、先物取引所得の記載欄」（裏面）

株式等に係る配当所得・譲渡所得、先物取引所得を申告する場合は、10・11をご記入ください。

※ その他の記入方法については、課税課までお問い合わせください。（P.6「問い合わせ先」参照）